２　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第二条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

（給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

第十一条　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員であつて、給与法第十四条第一項に規定する異動又は官署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第四条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた俸給及び」とあるのは、「受けていた俸給の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

２　給与法附則第八項の規定の適用を受ける職員のうち、第四条第三項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事院の定めるところにより算出した額とする。

（人事院規則九―八九の一部改正）

第十八条　人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（権衡職員の範囲等）	（権衡職員の範囲等）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
２　給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。	２　給与法第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
一　次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員	一　次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する官署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
イ　法第六十条の二第一項の規定による採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。）をされたこと。	イ　法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定による採用（法第八十一条の二第一項の規定により退職した日（法第八十一条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
ロ～ニ　（略）	ロ～ニ　（略）
二～八　（略）	二～八　（略）

特例法適用職員として勤務していた期間に勤務した官署のうち特地官署等に相当する官署として人事院が定める官署が改正規則施行日前に特地官署等に該当していたものとした場合に給与法第十四条第一項に規定する特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの（次条において「特例対象職員」という。）については、同条第二項の規定により同条第一項の規定による手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員とする。

（新設）

第十一条　特例対象職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、第五条第三項の規定にかかわらず、前条に規定する場合に第四条第一項の規定により支給されることとなる期間（当該場合における同項の異動等の日から三年以上が経過した職員のうち人事院が定める職員にあつては、六年を超えない範囲内において人事院が定める期間）及びその職員が改正規則施行日に特地官署等に異動したものとした場合に第四条第二項又は第三項の規定により支給されることとなる額とする。

２　特例対象職員については、第五条第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第十一条第一項」と読み替えるものとする。